

「名古屋市シェアサイクル事業」募集要項

第1章 事業内容に関する事項

1 はじめに

本市では、放置自転車対策、まちの回遊性向上、観光推進、環境負荷軽減、健康増進の効果などが期待できるシェアサイクルの普及促進を目的として、公共用地をシェアサイクルのポート用地として提供し、本市と協定を締結した民間事業者が共同で使用する社会実験を令和2年4月より実施してきました。

その間、本市のシェアサイクルは大きく普及し、公共ポート（名古屋市が道路上や有料自転車駐車場内などの公共用地に設置し、複数のシェアサイクル事業者が共同で使用できるシェアサイクルポート）についても、そのニーズや効果を社会実験を通じて確認することができました。

社会実験の結果をふまえ、更なるシェアサイクルの普及促進を図るため、令和8年度から本格運用として、「名古屋市シェアサイクル事業」を実施するにあたり、本市と協定を結び同事業に参加する事業者を次のとおり公募します。

2 事業の概要

(1) 事業名

名古屋市シェアサイクル事業

(2) 業務内容

別紙「名古屋市シェアサイクル事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 実施期間

協定締結日から令和13年3月31日まで（事業開始は令和8年11月からを想定）

(4) 実施場所

名古屋市全域

(5) その他

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例、名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則、道路法、地方自治法、その他関係法令等を遵守してください。

第2章 募集に関する事項

1 募集方法

事業計画書等に基づく書類審査及びヒアリング審査により、協定を締結する事業者（以下「事業者」という。）として選定します。なお事業者は上限を4者とし、原則複数者選定することとします。

2 募集・選定スケジュール（予定）

募集及び選定のスケジュールは以下のとおりです。なお本スケジュールは予定であり、選定の状況やその他の都合により変更することがあります。日程を変更する場合は応募者へ通知もしくは本市公式ウェブサイトで周知します。

- ・募集要項の公表 令和8年6月8日（月）から
- ・事業計画書等、応募に必要な書類（以下「応募書類」という。）の受付期限
令和8年7月21日（火）まで
- ・第1次審査（書類審査） 令和8年8月12日（水）
- ・第2次審査（ヒアリング審査） 令和8年9月2日（水）
- ・選定結果通知 令和8年9月上旬
- ・事業開始 令和8年11月～

3 応募資格

- (1) 本公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループとし、地域の内外に関わらず、1年以上日本国内でシェアサイクル事業を運営している実績を有することが必要です。
- (2) 個人での応募は受け付けません。
- (3) 複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成団体のいずれかが(1)に記載した運営実績を有していれば、応募することができるものとします。
- (4) グループで応募する場合は、当該グループの構成団体の中から代表法人等を定めてください。
- (5) 単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。また、同時に応募する複数のグループの構成団体となることもできません。
- (6) 応募者（グループで応募する場合は当該グループの構成団体すべて）は次に定める条件をすべて満している必要があります。なお、オとシを除く項目は、応募書類の提出期限の日をもって確認を行います。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - オ 募集要項の公表（以下「公表」という。）を開始した日から事業者選定（選定結果の通知の日を指す。以下同じ）までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の期間がない者であること。
 - カ 法人税、市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。
 - ク 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから1年を経過しない者でないこと。
 - ケ 健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（各保険について加入する義務がない者を除く）。

- コ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人でないこと。
- サ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等である場合は、当該組合の組合員が本公募に応募しようとするものでないこと。
- シ 公表を開始した日から事業者決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- ※ 事業者の選定にあたり、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。また、事業者に選定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として選定の取消しを行います。

4 応募書類の提出

応募者は、以下のとおり応募書類を提出してください。期限までに応募書類の提出がない場合は、本公募に応募することはできませんのでご注意ください。

(1) 受付期間

令和 8 年 6 月 8 日（月）から令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 5 時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除きます。

(2) 受付場所

ア 持参される場合

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課（第 5 章の 5 参照。以下「自転車利用課」とする）までお持ちください。なお、受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

イ 郵送される場合

自転車利用課まで送付してください。（期限必着）

(3) 応募書類

別紙 1 「応募書類一覧」のとおり

(4) 質問事項の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和 8 年 6 月 8 日（月）から令和 8 年 6 月 23 日（火）午後 5 時まで

イ 受付方法

質問票（様式 6）に質問事項を記入の上、自転車利用課まで電子メールにて送付してください。

ウ 質問回答

質問に対する回答は、質問者に対して電子メールにより回答します。また質問者に対して明らかに不利益を与えられられる場合等、公表することが適切でないとして本市が考える場合を除いて、市公式ウェブサイトにて、令和 8 年 7 月 7（火）までを目途に公表します。

エ その他

(ア) 仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については応募書

類等の提出前に必ず確認してください。

(イ) 本公募に関連しない質問については、回答できません。

(5) その他

ア 提出された応募書類の著作権は、応募者に帰属することとします。ただし、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となります。

イ 提出された応募書類は、本公募における事業者の選定以外の目的では使用しません。

ウ 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。また、応募書類の内容を変更することはできません。

エ 下記の応募書類は無効とします。

(ア) 応募資格を有しない者の提出したもの

(イ) 虚偽の記載をしたもの

オ 応募書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うものとします。

カ 応募書類を作成するにあたっては別紙2「名古屋市シェアサイクル事業応募書類様式一覧」に記載のある提出方法をご確認ください。

キ 本市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

第3章 選定に関する事項

1 選定方法

(1) 資格審査、申請内容の確認及び照会

ア 応募書類提出後、自転車利用課において、応募者の応募資格等を確認します。必要に応じて書類の内容について、確認・照会等を行う場合があります。また応募資格を有しない者については失格とし、以降の審査を行いません。また当初応募資格があると確認された者であっても、事業者選定までの間に応募資格を有しないこととなった者も同様とします。なお、応募資格を有しないとされた者にはその旨を速やかに文書で通知します。

イ 応募資格を有しないとされた者に対する理由の説明について

(ア) 応募資格を有しないとされた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除きます。）以内に、応募資格を有しないとされた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。

(イ) 書面は自転車利用課に持参もしくは郵送（期限必着）にて提出してください。受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）です。

(ウ) 書面に対する回答は、原則としてその説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し書面で行います。

(エ) 書面にて回答を行った後においては、再度の説明請求は受け付けません。

(2) 評価委員による評価

応募者（応募資格を有しないとされた者を除く。以下同じ。）から提出のあった事業計画書等について、本市が選任した評価委員により、以下の方法で評価を行います。

ア 第1次審査（書類審査）

(ア) 日程 令和8年8月12日(水)

(イ) 提出された事業計画書等について、別紙3「評価項目及び評価基準」に定める内容に従い、各委員が評価を行い採点し、順位の高い上位5者までを第2次審査の対象として決定します。第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、書面にて通知します。

【順位の決定方法】

委員ごとに採点の合計点数(以下「得点数」という。)が高い順に順位点(注)を付け、以下の方法で応募者の順位を決定します。

(注) 順位点については、得点数で1位が1点、2位が2点、3位が3点というように得点数が高いほど順位点が低くなります。

- ① 順位点の合計が少ない順
- ② 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い順
- ③ 順位点の合計と1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い順
- ④ 以上で決まらなかった場合は、委員全員による合議

イ 第2次審査(ヒアリング)

(ア) 日程 令和8年9月2日(水)

※詳細については対象者に別途連絡します。

(イ) 第2次審査は、事業内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された事業計画書等に基づいて実施します。

(ウ) 各委員はヒアリングを行い、第1次審査の結果を踏まえて採点を行い、応募者の順位付けを行います。なお、評価項目、評価基準及び順位の決定方法については、第1次審査と同じものを使用します。

(エ) 応募者あたりの出席者は5人以内とし、ヒアリング時間は1者あたり40分程度(応募者からの説明10分、質疑30分程度)を予定しています。

(オ) 順位の高い上位4者までを事業者として選定します。

ウ その他

応募者が3者以下であっても本公募は成立するものとしますが、第1次審査の結果、最低基準点(満点の半分)以上の点数を得られなかった場合、また別紙3「評価項目及び評価基準」における評価項目において、実施方針、基本事項、事業運営、利用者サービス、自転車利用ルール・マナーの中の各項目のうち、委員の過半数が0点を付けた項目があった場合は2次審査に進むことはできません。また、2次審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合、また別紙3「評価項目及び評価基準」における評価項目において、実施方針、基本事項、事業運営、利用者サービス、自転車利用ルール・マナーの中の各項目のうち、委員の過半数が0点を付けた項目があった場合は、事業者となることはできません。

2 選定結果について

(1) 選定結果の通知・公表

選定された事業者名並びに全応募者の順位、順位点及び点数(総得点及び評価項目ごとの点数)は、応募者に書面にて通知するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにて公開します。

(2) 事業者を選定されなかった者に対する理由の説明について

- ア 事業者を選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除きます。）以内に、当該応募者が事業者を選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
- イ 書面は自転車利用課に持参もしくは郵送（期限必着）にて提出してください。受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除きます。）です。
- ウ 書面に対する回答は、原則としてその説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し書面で行います。
- エ 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けません。

第4章 協定に関する事項

1 協定の締結

選定された事業者とは、仕様書及び事業計画書等の内容に基づき、本市シェアサイクル事業に係る協定を締結します。協定を締結するにあたっては必要に応じて本市及び事業者による協議を行うこととします。

協定を締結するにあたって事業計画書等に記載した内容を変更する際は、本市にとって不利にならない変更かつ事業者の選定結果に影響を及ぼさないものに限り認めることとします。

事業の全部またはその主たる部分を一括して第三者に委託することは禁止とします。

協定の内容については、主に以下の事項を想定していますが、詳細は本市と選定された事業者による協議で定めることとします。

- (1) 事業期間
- (2) 公共ポート（名称、場所、管理運営等について）
- (3) データ提供
- (4) アンケートの実施・報告
- (5) 災害や事故時の対応
- (6) その他提案に基づく事項

2 選定された事業者と協定が締結に至らなかった場合の取扱いについて

選定された事業者が協定締結の日までの間に、第2章3の（6）に該当することとなった場合は事業者から除外します。その際は、当初事業者として選定されなかった応募者のうち、最低基準点以上（別紙3「評価項目及び評価基準」における評価項目において、実施方針、基本事項、事業運営、利用者サービス、自転車利用ルール・マナーの中の各項目のうち、委員の過半数が0点を付けた項目があった場合を除く）の得点を得ている者の中で最高得点だった応募者を新たな事業者として協定を締結することができることとし、新たな事業者に対してその旨を文書で通知します。

第5章 その他

- 1 本募集要項及び仕様書の記載内容を承諾したうえで、応募書類を提出してください。なお、提案された内容どおりの実施を保証するものではありません。
- 2 次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外します。
 - (1) 評価委員及び本市職員並びに関係者に対し、当該選定に係る接触の事実が認められる等、選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - (3) 応募期間内に決められた様式で書類の提出がなかった場合
 - (4) 事業者選定までに第2章3の(6)に該当することとなった場合
 - (5) その他不正行為があったと認められる場合
- 3 応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- 4 応募書類の作成等応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。
- 5 担当部署は以下のとおりです。

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課
住 所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
(名古屋市役所西庁舎5階)

電話番号 052-972-2858
メールアドレス web-jitensha@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※募集に係る問い合わせにつきましては、必ず電子メールを使用してください。
(通信管理機能等で送達を確認してください。)